

情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ  
第4回議事録

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付

第 4 回 情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ  
議事次第

日 時：平成 23 年 2 月 25 日（金）13:00～15:20

場 所：第 4 合同庁舎 1214 特別会議室

1. 情報開示・発信基盤整備の在り方について

○松原主査 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第4回「情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ」を開会いたします。

前回に引き続き、オブザーバーとして公益法人協会より金沢俊弘さんに御参加いただいております。また「新しい公共」推進会議からは、白井さん、寺脇さんの御出席をお願いしております。といっても、寺脇さんはまだですね。

なお、池本委員、鵜尾委員、金子委員については、今回は御欠席となっております。

それでは、本日の議題に移らせていただきたいと思います。

「情報開示・発信基盤整備の在り方について(案)」及び「NPO法人基本情報フォーマット(案)」について、皆さんから御意見をいただいておりますが、前回の会議から本日までの間に、パブリックコメント、寄附をする側の企業からのヒアリング等さまざまな動きがありました。資料1が残された論点となっております。論点も絞られてきたと思っておりますので、大まかなところはメールでお伝えしたとおり、本日大体決めていけたらと思っております。

このパブリックコメントと企業からのヒアリングについては、事務局にかなり無理をしていただきました。その点は私から感謝したいと思っております。

まず、論点について、事務局より御説明をいただきたいと思っておりますので、お手元の資料2をごらんください。それでは、事務局お願いします。

○田和参事官 全体的に流れがわかるように、まとめて説明をさせていただきたいと思います。

今回開催する前に、パブコメをさせていただきました。いろいろ御意見をいただきまして、実はここでされている議論と結構同じ論点を提起されている方々が結構多くございました。それと同時に、実は親会議の推進会議の先生や専門調査会の先生からも御意見をいただいたりしております。そういったものも含めて、今日こちらの方で含めて議論できればと思っております。

更にもう一つ、今回の前にどうしても更にこだわる部分はどこでしょうかということをお伺いさせていただきまして、実はこだわるという部分が、本日配付しております資料3の松原主査の資料と資料5は杉野委員がどうしてもこだわる点ですよということで、最後に提出されております。この辺は今日の論点と関係がございますので、また後でということになります。

その大きな論点というのは何なのかということですが、それはパブコメにかけましたところで選択肢を提起させていただいております。要は、市民活動に重大な影響を及ぼし得る情報というものをどういう範囲にするのか。認定・認証の取消しに限るのか、是正措置も入れるのか、むしろ柔軟に対応できるようにするのか。その辺がまだ論点として残っております。

それから、資料1の事業報告書の形式でございますが、一定のフォーマットの上で自由度を高めろというのか、全くフリーで自由にした方がいいのかということがまだ残されています。

3. というのは、松原主査から提起がありますが、会計基準もまだ十分にできていないようなNPOの状況の中で、一体監査というものをどれぐらいやることをある程度情報の1つの必須事項として提起をするのかということについて御意見をいただいております。

4. 基本情報フォーマットという中での位置づけ。先ほどの監視・監督情報。それから、財務情報もNPO会計基準をベースにすべきだという議論をいただいておりますし、事業ごとの事業費を

明示すべきではないかといった点が大きな議論として残されているということでございます。

まず、そういうことをイントロとして、次に資料2を見ていただければと思います。

資料2は、いただいたパブコメで、用語の使い分けとか、基本的なところがよくわからないということがあったりして、そこら辺をなるべくわかりやすくすると、この紙の位置づけが一体だれを対象としているのかというのがどうもわかりづらいよということを結構言われております。冒頭の1. 総論の後に「2. 論点整理に当たっての基本的考え方」の部分というのは、実は新しい公共の担い手全体にある程度言える考え方ではないだろうかということで、それを1. のところに、以下2. で新しい公共の担い手の情報開示の基本的考え方を整理するとともにということで、以下3. は、今回は特にNPO法人、それもNPOと書くと公益法人も含めてNPOなんだという議論がございますが、今回特に焦点を絞っておりますのは、特定非営利活動法人というのが念頭にございますので、特に3. は特定非営利活動法人というものを念頭に置いてやっていますよ。そういうことをベースに、2. で申し上げているように、まずはNPOをやって、それが幅広く大きくほかにも波及していくように考えていますよということで、ここら辺の階層構造と言うのでしょうか、1. と2. の位置づけと3. では、あくまでもNPO法人に限って御議論してきておりました。その辺がもうちょっとわかるように文章で書いてございます。

ただ、例えばここで言うと、情報開示を促進し、発信基盤を強化するという最後の辺りは、まさにNPO法人のみならず、任意団体とか他の法人でもいろいろ取組みが広がっているようにという、(4)は、いずれにしても行政としての取組みとして何をやるべきかというところが結構書かれておりますので、この辺は幅が出てきているというところはあるんですが、どこに主眼があるかというのは、わかるように修正をさせていただきます。

資料2は、もう一点、最後のところに、これも推進会議の坪郷先生からいただいたんですが、今回限りではないでしょうと。それに市民の情報ニーズというのはどんどん変わっていくんだから、しっかりPDCAみたいなものを確立して、どういうニーズになったかというのを把握しながら、頻繁にというわけではないでしょうけれども、ちゃんと見直していく必要があるという御指摘いただいて、まさにそのとおりだなということで、付け加えさせていただいているということでございます。この資料2を含めて、今日は御議論をいただきたいと思っております。

資料3は、松原主査からの資料でございまして、会計基準監査とフォーマットの話でございます。

資料4は、今までのパブコメにかけた基本情報フォーマットもまだまだわかりづらい点がございましたので、その辺を工夫させていただいております。もう一つ、今回特に地方自治体の方々から、各都道府県が取り組んでいる今までのいろんなデータベースの構築の取組みとどういう整合性があるのかということもいただいておりますので、その辺も含めて、今まで出したものの書き手ははっきりするように分けさせていただいております。

資料4について説明をさせていただきます。

「1. 行政入力情報」は、既に所轄庁が4万件入れている情報でして、存在しております。これはせっかく都道府県並びに内閣府も既に構築されている話ですので、この辺はしっかり生かしている方が、ここまでまた改めてNPOに入力をしていただくのは、誤りなども出たりして混乱を招

く可能性があるので、この辺はしっかり維持をした上で、今日の議論にも関係ありますが、監視・監督情報というのを下に付けております。御議論はあるかと思いますが、これは行政サイドが入れていく必要がある項目として、ここに改めて入れさせていただいております。

2 ページ目が、NPO等の法人が自分たちの責任で入力をしていただくという部分です。したがって、ここは当然任意なんですけれども、報告年月日がいつで、報告者指名などは全く同じでございまして、前回も提出していますが、法人入力情報ということで、ここに書いてございます。

ただ、1点赤字で新規追加というのがございます。これも今日御議論いただければいいと思いますが、企業のヒアリングを前回のワーキング・グループ会合の後、役所側でやらせていただきました。後で簡単に御報告しますが、その際に企業は何を着目しているかというところ、まずホームページがあるかどうかというのが大前提ですということを彼らはおっしゃっています。そこで組織がしっかりしているのか、財務情報がはっきりしているのか、ここをしっかりと見たいと。その後、ただこれだけの情報ではまだまだ足りませんよということもあえて言われておりますが、NPOを見る際にどこをまずチェックするかというところ、ホームページがあるか、組織情報がはっきりしているか。組織情報とは何ですかと確認したら、まさに職員はどういう方々がいらっしゃるのか、何人ぐらいいらっしゃるのかということをおっしゃっていたものですから、以前、もともと載せていたんですが、簡略化しようということで落としたんですけれども、企業側からそういう声があるのであればということで、とりあえずもう一回復活させております。これも含めて議論いただければと思います。

財務情報の方はここに書いておりますが、これは将来的には閲覧情報を電子情報として提出すれば、自動的にここに転記されるという形をシステムとしては構築していきたいと思っておりますので、そういう意味で行政情報の方に入っております。ただ、その下の方で、準拠している会計基準とか監査、これも今日議論があると思いますが、この辺の青字はNPOが自ら書き入れていかなくてはいけない部分ということで、今までのところよりはもうちょっと主体をはっきりさせて、イメージをつくったところでございます。

併せて、このフォーマットは、下から2枚目ぐらいに、これも前回簡単に説明いたしましたし、パブコメのときにも一緒に出したんですが、行政の電子情報の整備についてというカラーの工程表みたいなものを一緒に置かせていただいていると思います。「行政の電子情報の整備について」ということで、今まさに23年度を目前にしていろいろ議論をしておりますが、23年度の予算は、まさに今、国会に提出されて、議論している最終でございまして、23年度の予算で動かせるものは何もないということですので、今後この議論は、我々としては24年度以降の予算に反映をして、つまり23年度、今年の夏の予算要求とか、そういうところでどういう形で要求をしていくのか。それが24年度にまず予算として実現すれば、そこでシステム設計をしながら進めていく。そうすると、早くても25年度以降の運用になることになってきますので、その間は今の仕組み、つまりPDFで手書きのものが載っているものをいかに電子化していくのか。それから、提出書式を見直して、しっかりNPO会計基準とか、そういったものにきちんと乗っかるような形で、それもみんな統一的に比較ができるような基盤をどうやってつくっていくのかということを中心的にや

って行って、23、24年ぐらいの準備期間があって、25年以降に随時構築が始まっていくのかなと考えております。

そうすると、その次のページに、今の内閣府のポータルサイトが真ん中にありますが、そこと前回もこの右側の方、ここに出席いただいているCANPANとかNPOヒロバとか、その辺のリンク先を掲示させていただいておりますが、それ以外にも都道府県としっかりデータベースをリンクしてくれという御提案をいただいておりますので、都道府県ベースのデータベースなんかともリンクできるような形を、当面はこういう形でしか動いていけないとは思いますが、その中でいかに電子化を進めていくのかという議論をし、更には今ここで議論しているような法人の基本情報フォーマットをどういうふうに整備していくのかという2段階で進んでいくのかなと考えている次第でございます。

資料8も簡単に御報告をさせていただきます。

企業の方に、寄附する企業、協働する企業のサイドからどういう情報を見ているんですかということを我々の方で、武田の金田さんとか、花王の嶋田さん、NECの鈴木さんに聞かせていただきました。ポイントはそこに3点ほど書いてございますが、まずやはりホームページがあるかないかというのはすごく重要ですよということをおっしゃっていました。企業は活動実績、財務内容、組織基盤というのを総合的に評価して、協働先、寄附先、委託先といったものを考えますと。組織情報については、代表者名に加えて、正職員とかボランティアの数といったことも非常に知りたい。活動実績みたいなものも非常に重視しているということでした。

それから、今回の基本フォーマットはどうでしょうかということ聞いたところ、この基本情報フォーマットは十分であると。十分であるという意味は奥が深いんですが、これでは足りないということなんですが、足りないという意味は、企業が本当に実際カウンターパートを調べようとするときは、ここの基本情報だけでは全然足りなくて、それはただそれぞれがもっと自分たちで情報を調べて、民間サイトとか中間支援組織だとか、そういうところに行っているいろいろ情報を取ってきて、いろいろ探ります。ただ、これぐらいの情報があれば、NPOの情報開示において、NPOが自分たちの意識を持って変えていけるという意味で十分ではないでしょうかということをおっしゃられていたということでございます。

最後にパブコメでございますが、赤字で書いてあるものがあると思います。これは今日の議論のたたき台ですので、今後議論が修正される可能性があるということで、とりあえずは今の方向性を右側に書いてございます。今日の今後の議論の御参考という観点で、3ページ目を見ていただければと思います。

3ページ目に、先ほどの論点1にありました3つの選択肢、a、b、cのどれがよろしいですかということについて答えていただいております。つまり、市民活動に重大な影響を及ぼし得る情報の開示はどうかと。答えていただいている方は少なくとも3名しかいないんですけれども、結局はやはり是正措置も入れてほしいという方々が3名ということでございました。

7ページに、論点2の事業報告書の扱いをどうするかというところでして、一定の基本電子フォーマットがあった方がいいというのが7つの御意見をいただいております。

b案は全く自由な書式でやるという方が3つということで、別に数が多い、少ないという議論ではございませんが、とりあえず御参考までにとということでございます。

とりあえず、私の方からの説明は以上でございます。

○松原主査 膨大な資料の説明をありがとうございました。

今、御説明いただいたように、まず基本になる資料は資料1です。今日はこちらを議論していこうということで、その論点別にそれぞれの資料があると。それにプラスして、いろいろ調査していただいた資料があるということです。

まず資料について、先に論点を一つずつやっていきたいのですが、先に出された資料の残っている部分を説明したいと思います。私から1つ資料を出していますので、それを先に少し説明させていただいて、その次に、杉野委員も意見を出されていますので、説明していただきたいと思います。

では、出された意見で残っている資料を説明させていただきます。私の提出した資料3を見てください。

資料3は、本文のNPO法人の会計基準に関する記述に関してです。これはパブリックコメントで御意見をいただいているところですが、基本的には資料1のNPO法人の会計基準に関する記述が、資料2の在り方について(案)の4ページの2つ目の○のところにあります。わかりにくいということで、財務情報についてはNPO法人会計基準(NPO法人会計基準協議会)などを基に、実務面での運用を見据え、公認会計士や税理士等の専門家の知見などを得て、行政がNPO法人に対して一覧性、比較性のあるフォーマットを提示することが望ましいというのがあります。会計基準が一応できているという前提で、財務情報についてはNPO法人会計基準(NPO法人会計基準協議会)を基に、それが普及されるよう、行政がNPO法人に対して、一覧性、比較性のあるフォーマット例を提示すべき。フォーマットも例でしかすぎないので「例」という一言を入れてあるということです。

それから、監査に関してということで、監査に関してここでもいろいろと御意見をいただいたんですが、パブリックコメントも監査に関して御意見をたくさんいただいています、2の点ですが、基本的には在り方について(案)とNPO法人基本情報フォーマットから、監査に関する文言及びチェックリストというのを削除すると。具体的には、資料2の4ページの2つ目の○の1つ目の黒ポツの文章というのは、市民による監視の充実の観点から、「NPO法人会計基準を」の後「会計監査にも対応し得るものとして」を省いて、これの普及を図るためにとするというのと、その下の2行を削除する。

あと、5ページの公認会計士等の監査を受けているというところで、全体を削除するかどうかという話になっていますが、これも削除すると。

それから、資料4の「NPO法人基本情報フォーマット(案)」の青字で書いてある最後の2行、監査の有無のチェックリストを削除するという提案をしています。

もう一つ、資料4の「NPO法人基本情報フォーマット(案)」の2ページの「(2)財務情報」に関しては、特定非営利活動の収支とその他事業の収支が分かれていて、更に収支内訳が分かれていて、特定非営利活動だけ貸借対照表があるという不思議な構成になっていますので、これを2

つの収支計算書と貸借対照表という形で2つに統合して、一覧性があるものにすると。

課目については、書いてあるのは例であって、課目についてはもう少し御意見をいただこうと思いますが、基本的には統合した形にしてしまおうということで提案している次第です。

まず、資料を全部説明していただいて、それから議論に入りたいと思います。

続いて、もう一つ杉野委員から、資料5で基本情報フォーマットについての御提案をいただいています。杉野委員から、簡単に御説明をお願いします。

○杉野委員 杉野でございます。資料5についてご説明させていただきます。

まず1枚目で「基本情報フォーマットに定款事業を記載する必要性について」ということで、簡単にまとめさせていただいております。

NPO法人は、定款に定められた事業を行うことで認められた法人格であり、法人が定款に沿った事業を行っているかどうか、これは市民の方にもしっかりと確認していただける仕組みが必要で、基本情報フォーマットに定款事業を記載すべきと考えております。

そのことによって、市民の評価という面では、事業ごとの事業費がわかれば、その事業が実際にどういう規模で行われているのか明らかにすることができる。事業目的だけですと、実際に事業を実施しているかどうかということとはわかりませんので、こうした情報が必要なのではないかと。

また、法人が適正な運営をする上でも、定款上の事業をどれぐらい実施しているのか、本来の法人の目的としている特定非営利活動に係る事業にどれだけ集中しているのか。この辺がわからないと、仮に目的外のその他の事業ばかりやっていたことになったとすると、法人の健全な運営を損なうということで、法人の適正な運営を図る上でしっかり見せていくことが必要なのではないかと考えたところです。

1枚飛んで、A3の1枚目の資料をごらんいただきたいと思います。これはパブコメで示されたパブコメのフォーマットで、神奈川県内の法人の実例を当てはめてみたものでございます。

ざっと見ていただいて、定款に記載された目的ということで、この法人は、子育て、高齢者生活支援、環境教育、社会教育に関する事業を行い云々と書かれておりまして、活動分野についても記載のとおりであります。

右側にまいりまして、総事業費は70万円であるということで、事業費のうち66万円が実際に使われているということがわかる。その70万円がどのように調達されているかということについては、その他収入70万円ということで記載されているということでもありますけれども、この書式をごらんになって、果たしてこの法人がどういう活動をしているかイメージできますか。松原さんどうですか。

○松原主査 実際には、できると言えばできるし、できないと言えばできないという範囲だと思います。どうなのかは、数字からよりは、企業もそうですが、財務諸表からどういう形で事業をやっているかイメージできないものですから、それは企業でも、例えば売上高を見てどういう商品を買っているかわからないというのと同じだと思います。

○杉野委員 おっしゃるとおりで、実際のところは報告されている事業報告書だとか、財務諸表だとかを見ていかないと、企業が求める、実際にパートナーを組もうとしている、あるいは寄附しよ



うとしている市民が必要な情報というのはわからないと思います。一覧情報としても、これですと本当にこの法人がどういう活動をしているのか、本当にここの目的でうたっている事業を全部やっているのかどうか全くわからないということで、A3の2枚目をごらんいただきたいと思います。

赤字で加えた部分がパブコメのフォーマットに手を加えた部分でありますけれども、まず左側、定款に記載された事業について。これはもう既に法人設立のときに報告されていて、登記をされている情報でありますので、新たに求める情報ではない既存の情報なのですが、これを記載することによって、その法人が具体的にやろうとしている事業の内訳はわかります。ただ、これはそういう事業を行おうとしている範囲を示しているだけであって、実際にどういう活動を行っているかということを表すものではありません。

右側をごらんいただきまして、まず特定非営利活動に係る事業に関するものということで、先ほどのパブコメフォーマットでは事業費70万の内訳が全くわからなかったのですが、事業費支出ということで、定款上の事業に沿って内訳を書いています。これは法人から報告された事業の中から転記したものでございますが、小学校の放課後児童支援事業として幾つかの事業をやっている。これだけなんです。ですから、定款事業のうちの1番目の事業だけこの法人は行っていて、ほかは行っていないということがわかります。

長くなって申し訳ありませんけれども、財源についてです。パブコメのフォーマットですと、その他の収入ということで、どういうお金かわからなかったんですが、基本的には借入金なんです。内訳のところに書いてありますが、70万円全額が借入金であるということがわかるということで、会費も取っておらず、寄附も受けていない。すべて借入金で全額を賄っているということがわかってくる。

1つは事業の内訳が必要でしょうということと、併せてその他収入ということでは実態が何かわからないということがありますので、その他収入ということではなくて、もう少し言えば、例えばその他事業からの繰入れが幾らあるのかということもわかる必要がありますし、借入しているのかどうかということもわかる必要がある。その他というひとくくりではまずいのかなと。こういった点を御指摘させていただいております。よろしく申し上げます。

○松原主査 ありがとうございます。失礼しました。アラームが鳴ってしまいましたが、杉野委員の話が長いと言っているわけではないので、セットのミスでした。謝ります。

田和参事官はこれでもうよろしいですか。何かありますか。

○田和参事官 1つだけ言い忘れていたことがございます。

本文の5ページのところで先ほど言い忘れていましたが、赤く括弧してあるところがございます。最終的には、この基本フォーマットが決まれば、ここの文章は基本的に必要ないかなと思っております。基本情報というのは別添のとおりと書けば、ここは何を書けということがいろいろ書いてあるので、そういう意味で括弧を入れさせていただいているという意味でございます。

○松原主査 ありがとうございます。パブリックコメントも大分ありまして、前日辺りに皆さんに配られたと思いますので、目を通していただけた方は目を通して、難しかったという方もおられると思いますが、この意見も十分に踏まえて議論していきたいと思っております。

私は一通りパブリックコメントに目を通しました。パブリックコメントも日が少なかった上に、後でこれも公開されますから、十分御意見でいただき切れなかったことをお詫びするとともに、いただいたパブリックコメントに関しては、形式的なものではなくて、きちんと議論に反映させていただくということもここで伝えておきたいと思います。

では、こういう皆さんの意見を受けまして、資料1をもう一度見ていただけますでしょうか。残り約1時間半弱ですが、資料1の論点1～4について、今日はできればほぼ方向性を出したいと思っております。論点は4つありますが、まず1からやっていきたいと思っております。

「1. 市民活動に重大な影響を及ぼし得る情報の開示について」ということで、前回3つの選択肢a、b、cというのを挙げました。これは皆さんからの意見をいただいて、aは認定・認証の取消しに限って、行政が責任もって情報開示すべきと、一番狭くしているパターンです。

bは認定・認証の取消し、市民への説明要請、是正措置に限って行政が責任もって情報開示すべきと、重大な影響を及ぼし得るような内容をきちんと限定的に広げたというパターンです。

cは認定・認証の取消し等の情報とし、柔軟に幅広く対応できるようにすべきということで、これに関しては今後のことも含めて、広く解釈できるような余地を残そうというものです。

先ほど事務局から御説明いただいたように、パブリックコメントはbが多かったということです。今日はそういうパブリックコメントも踏まえて、a、b、cどれがいいかというのについて、まず御意見がある方おられますか。というか、ざっくばらんに聞いてしましましょう。

私のやり方なんですけれども、手を挙げていただいて、ディスカッションがあって、ディスカッションした後で挙げる手を変えていただいても、特におとがめはしないですよ。最初に軽い気持ちで挙げてくださいねという話です。

aで行くべきだと考えた方。

(賛成者挙手)

○松原主査 井上委員1人ですね。一番狭いのがいいと。

bで行くべきだという方。

(賛成者挙手)

○松原主査 私も含めて8人ですね。

cがいいというのは、当然宮内さんだけです。

(賛成者挙手)

○松原主査 では、少数意見の方から御意見を言っていたきたいんですが、井上委員、aの主張の意味というのは何でしょうか。

○井上委員 この是正措置のところ、我々は今、実態としていろいろ聴聞しながらとか、提示してもらっているんですけども、いろんなNPOさんがおられる中で、小さなNPOさんですと、活動も適切にやっておられるんだが、事業報告をするのが遅れておったとか、よく聞くと、聞いて初めてわかるというところがあって、ただそれが是正命令と言うのかというのか、その辺のレベルをどうするのか。そのことがやはりだめであれば取消しということになりますので、では取消して取消す理由が何かということが重要であるのかなと。

だから、そこの範囲をどう決めるか実は悩ましいところで、線が引ければもう少し広げてもいいのかもわからないんですが、一番狭い方を選択させてもらったということです。

○松原主査 つまり、bだと線が引きにくいという御意見ですね。bだと市民への説明要請とか、その辺になってしまうと、その理由等が。

○井上委員 それが外に出ることによって、逆に重要な活動を制限してしまって、本当は適正だったのに、言ったこと自体が目に触れる線というのをどう理解していくかというところが悩ましいなと思います。

○松原主査 ありがとうございます。

では、もう一つ、逆にcの御意見の宮内委員はいかがですか。

○宮内委員 bに結構近いんですけれども、是正措置なり、市民への説明要請になる前の段階でグレーな案件等も、情報開示は本来的にはしていて、現状こういう状況にあるということだけでもお伝えするという状況がもしかしたら出るのではないかと。そのためにcでちょっと幅広く取ろうというイメージです。

○松原主査 なるほど。井上委員と宮内委員の意見は、多分真っ向対立ですね。今のお話を聞くと、むしろそういうグレーのところが出るから、井上委員はその辺に配慮して制限した方が安心だろうと。宮内委員は、グレーのところが出るから、そういう情報もできることなら開示していく方がいいだろうということですね。

それに対して両極端の理由を、井上委員は、今の宮内委員の意見にどのようにお考えですか。例えば事業報告が出ていないので、出ていないから聞きに行ったところは情報公開すべきというお話ですね。

○井上委員 聞きに行ったところで、聞きに行ったということは事実なんですけれども、その結果として適正に運営されておれば、それがマイナスに出てしまう面があるので、そこも含めてどう載せようかというのは、現場では難しいところがあるのではないかと思います。だから、その線を決めていくことでもって、もう載せるんだと説明すれば簡単なんですけど、それがNPO法人自らの運営を進めていくということにいいのかどうかというのは、うちでも議論していたときに疑義があったものですからね。

○松原主査 では、bというのは、多分お二人のちょうど議論の中間というか、むしろ中間のグレイゾーンは置いておいて、明らかにできるところ。要は、是正命令をするのに明らかにできるところ。例えばグレイゾーンだったら、事業報告書が出ていないという電話をしたり、はがきを出したりしたのも全部書けという話になってしまうのか、そういうのは全部省いて、きちんとした責任ある行政行為をやったところだけ書くというのがbの意見だと思うんですが、今のお二人の意見を聞いて、bを支持する方々で何か御意見があればお願いします。

杉野委員、どうぞ。

○杉野委員 私のbの意見なんですけれども、どちらかという趣旨としては井上委員に近い立場です。ただ、a案というのは、認定・認証の取消しに限ってということで、本当にそれだけでいいのかなというところはありまして、bにしております。

ただ、グレーのところをどうするかということに関しては、全く井上委員と同じ立場でありまして、グレーな情報を開示することによって、それが本当に正しいかどうか分からない。その間に情報がひとり歩きをして、その法人の活動に関して甚大な被害を与える、いわゆる風評被害のようなことを及ぼしてしまうといったことは絶対に避けるべきだろうと。その場合に、それを行政が責任を持ってということで、本当にそのとおりだと思うんですが、もしそういう被害が起こったときには、当然行政は責められる立場にありますので、ここはしっかりとその範囲をはっきりさせていただく必要がある。

今、内閣府さんもガイドラインを設けられていると思うんですけども、ガイドラインということではなくて、例えば訴訟になってもしっかり耐えうるような、法律でその範囲を明確に示していただくということがあれば、非常に安心して運用ができるのかなということ、限りなく井上委員に近い立場という意見でございます。

○松原主査 杉野委員、ちょっと補足説明をお願いしたいんですが、今、法律で明確に示していただけるとするのは、どういうことなんでしょうか。

○杉野委員 認定・認証の取消しに限って、いわゆるここはNPO法の違反に関することだけで開示をしていくということですけども、市民に重大な影響を及ぼすというのは、NPO法に関する以外に、具体的な法人の活動に関する法律関係があるかと思っておりますので、そこで具体的な訴訟関係になっているとか、そういう事実があって、そういうところも対象にするということがはっきりしていれば、それも開示していくということは考えられるのではないのかなと考えて、bとしたところでは。

○松原主査 一定の何らかの明確な客観的事実なりがあればということですね。何か訴えられたり、もしくは既に逮捕されているとか、そういう事実があれば、そういうのは載せておくべきだという話ですね。

○杉野委員 はい。それで所轄庁としては、そういう明確な根拠に基づいて開示しているのだからということが対外的にも、裁判の上でもしっかり戦っていけるということが必要だなということでございます。

○松原主査 杉野委員にばかり聞いて申し訳ないんですが、bとおっしゃいましたが、市民への説明要請に多分そういうのが入ってくるという理解でよろしいですか。そういう事実、あるいはbの中で言えば、市民への説明要請が入ってくるというのか、それともbでは足りないと言っておられるのか。

○杉野委員 その点に関しては少し広げ過ぎたかもしれませんが、そこは強い意見を持っているわけではありません。

○松原主査 わかりました。

ほかにbの方で御意見がある方はおられますか。

ちょっと1回ディスカッションをしたいと思いますが、ほかにbでお二人の意見を聞いて、こういう視点もあるから私はbという方はおられますか。佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員 私は、今、井上委員と宮内委員の意見を両方お聞きした上で、また更に思いを強くし

たんですけれども、取消し業務だけだと、言わばNPOにとっては死刑宣告の状態、イメージとしては、ここは存在しなくなりましたよという情報ですね。これは非常に行政の運用上もそれほど判断が介入しないので運用しやすいのかなと思うんですけれども、本来このデータベースの目的にもう一回戻ると、企業者の安心・安全の確保ということであれば、死刑になったところとか、なくなってしまったNPOの情報だけではなくて、ここはこういう状態ですよということをお見せするのも重要なのかなと思ひまして、例えば具体的に言わないとわからないと思うので申し上げてみますと、出ていないという事実。提出しなければならぬ情報が出ていないという事実を載せるとかというのであれば、運用上判断が介入しないで済むのかなと思います。

ただ、言ったとか、電話をかけたとか、それは事実には違いないんですけれども、多分行政の皆さんも御苦労されるんだろうなと思うので、出ていないよという事実ぐらいのものはいいのかなという気がします。そういう事実。例えば追徴課税があったとか、そういう事実とか、そういうことはいいのかなという気はします。

以上です。

○松原主査 佐藤さんの意見も、bプラスαという感じですね。要は、あとは法令等に違反する事実を入れるという感じですね。

○佐藤委員 そうですね。議論のポイントというのは、先ほど松原主査もおっしゃいましたけれども、逮捕されたてまだ有罪が確定していない時点で載せるべきなのか、ここは要議論のポイントだと思うんですよ。それまで含めて載せてしまっていていいのかというと、行政からすれば、ずっと報道情報をウォッチしないといけなくなるので大変なのだろうなと思うんですが、そこは皆さんで是非とも御議論をいただきたいと思います。

ただ、そういう意味でいうと、宮内さんに近いbなのかなという気はしますが、私はbです。

○松原主査 田中委員、どうぞ。

○田中委員 今のファクトとなっているものはきちんと出すべきだということについては、私も基本的には賛成なんですけれども、ただ、現状を考えますと、東京と神奈川ですと、所轄庁に対する事業報告書の未提出率が2割以上に出るんです。これを全部開示の対象にしていくというのは、私はどちらかというところと厳しいスタンスなので、当然ではないかというところはあるんですが、なかなかすぐにやると混乱を招くところもあるだろうなという気はいたします。基本的にはbです。

○松原主査 深尾委員、どうぞ。

○深尾委員 私も基本的にbなんですけど、やはり何らかの今の書類などでも、例えば裁判所に科料の申立てを行政がした段階で載せていくというルールがあった上では、私は是非やるべきだと思っています。

あと、市民への説明要請というところも、やはり何らかのやりとりのパッケージが終わった後でここにいう考え方もあるなとは思っていますが、NPOの立場からすると、市民への説明要請というのは、ある意味で権利だと考えるところもあって、きちんと自分たちのスタンスを説明できるという貴重な機会だととらえるというのも、法の趣旨から言っても非常に大事なことだとは思っているので、何らかの形で、いわゆる市民から所轄庁に対して申入れがあって、これを調べろという話で紹

介をしたどの段階のどういう形のやりとりをどういうふうにオープンしていくかというルールは必要だと思いますが、1点、NPO側の権利として、こういった市民への説明要請ということをとらえて、それをきちんと表現する場というのを用意しておくというのは、このデータベース上も非常に大事な観点なのではないかと考えています。

○松原主査 ありがとうございます。ほかに委員の方でいらっしゃいますか。

戎井委員、どうぞ。

○戎井委員 私もなんですけれども、やはり何らかの追加で法人自体が説明できる余地というものがあってしかるべきだと思います。具体的に説明要請というのはどういったものかというのは、すぐには思い浮かばないのですが、それは恐らく今後いろいろと運行して、実際作業をし始めて、実際にこういったものを載せようということになろうかと思っています。ただ、そういった道を付けておくということは必要だと思います。

○松原主査 ありがとうございます。bの方でほかに御意見がある方はいらっしゃいますか。

町井委員、どうぞ。

○町井委員 私もbが一番いいと思いました。その中で是正措置の例えば表記が、1回掲示されてしまうと永遠と残っておくということだと、事業報告書の提出がありませんでしたということの是正措置を受けた団体がその後提出しても、それが永遠とさらされるということというのは、余り望ましくないと思います。そういったところの運用上でそれはカバーされるのであれば、やはりきちんとそういったものを出していくんだということを意識させる上でも、出していくことが重要なと思っていて、その軽重のところは確かに判断が難しいところが出てくると思うんですが、いわゆる権利と義務の果たし方ということではきちんと押さえておくべきではないかなと思っています。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。

この辺りで、多数決というわけではないですけれども、井上委員と宮内委員に、今のbの意見を聞いて、それぞれ御意見はありますか。

○井上委員 先ほど申しましたが、どこの線引きをしっかりとしていくのか。それから、我々がやっていく中で、やはり定款で判断をしていくというところがありますので、是正のところは、先ほど言われましたように、やった後でされた場合には、それが治癒されたわけですから、その辺をうまく表現できるのかなと。そこは行ってありませただけですと、風評とかいろいろありますので、その辺はやはりガイドラインみたいなものは使っていく必要があるのかなという感じはします。

○松原主査 これはbの人もそうだと思うんですが、その辺の手続とかガイドラインをしっかりといただいたら、bでいいという感じですかね。井上委員はいかがですか。

○井上委員 はい。

○松原主査 あと、宮内委員はいかがですか。

○宮内委員 私も限りなくbに近いcなのかなという気がしているので、やはりbの中でガイドラインを設けていくということを考えながら、bでよろしいかなと思います。

○松原主査 では、めでたくというわけではないんですが、bにも問題があるということは今の話でわかってきて、基本的にはこの場はbということで、ただし、今、言ったように、bも割と範囲があるということなので、この辺りは市民への説明要請とか是正措置といっても、どこからどの時点でやっていくのかとか、それをやった後、その軽重に応じて、それをやったことも事業報告書だったら催促して出てこなかったと。2回出てこなかったけれども、出たという場合に、どういうふうになんと出た時点で消すのか、消さないのかとか、2か月経ったら消すけれども、1年以上遅れたら1年は消さないとか、細かい話ですが、そういう話が多分必要になってくるだろうという辺りを頭に入れていただいて、こういう場合はどうしたらいいですか。

○田和参事官 もういただいたものをそのまま文章に下ろして、例えば是正措置に限って、そのガイドラインを整理した上で行政が責任持って情報開示すべきとかと文章に入れてはどうでしょうか。

○松原主査 是正措置に限ってはというだけではなくて、もうちょっといろいろ文章を入れてほしいような気がします。

○田和参事官 わかりました。

○松原主査 それぞれ市民への説明要請とか是正措置に限ってですが、多分市民への説明要請とはどういう説明要請があった場合にやるのかとか、是正措置もどういう是正措置だったらやって、しかも是正措置が是正された場合に是正措置があった事実というのをどう処理するのかとかいう辺りも含めて書いてほしい。そうしたら、基本的にはbだということでもよろしいですか。それに関して、軽重をつけるなり、行政としては明確な手続ができるという辺りを担保していくと。要らぬ誤解を生まないようにしていくところを少し検討するというところで、bを基本に検討していくということでもよろしいですか。

井上委員、よろしいですか。

○井上委員 はい。

○松原主査 宮内委員、よろしいですか。

○宮内委員 はい。

○松原委員 では、これについては、今のような方向でお願いします。

続いて「2. NPO法人が行政に提出する事業報告書について」です。基本的にはaとbで、aは共通フォーマットに提出を求めるとともに、自由な形式での事業報告書も併せて提出できるようにすべき。bは共通電子フォーマットは必要なく、市民に理解しやすいよう自由な書式で提出すべきという話です。

多分、このaとbの話というのは、こういうふうにとまとめると、基本的には基本情報フォーマットの話で、基本情報フォーマットに事業報告書の要約みたいな、概要みたいな、400字以内で書けとかいうのを付けるかという話だと思うんです。それを付けて、事業報告書を添付してPDFで出すのか、それはなくてPDFだけでやるのか、そういう話かなと理解します。つまり、そういう論点で、基本情報フォーマットの議論に移ってしまおうかなと思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。よろしいですか。つまり、基本情報フォーマットは後で議論しますから、そのとき

にこの欄として、この団体がやっている事業活動の概要みたいな、よく助成金申請があるような、400字とか600字とかで書けというのがありますね。ああいうのを、要は事業所ダイジェストみたいに、もしくは事業ごとに書けというのでもいいですが、そういうのを入れるか入れないかという議論で、この2. は、aとbに関して言えば、入れるべきというのは、パブリックコメントは多かったという理解ですが、もう一回後で基本情報のときに議論するという理解でよろしいですね。

では、2. については、今、言ったような理解なので、後で議論します。

それから「3. NPO法人会計基準及び監査に関する規程について」です。

まず1つは、私の方から出させていただいて、またパブリックコメントもいただいた意見なんですけど、NPO法人の会計基準については、4ページです。

○の2つ目ですが「財務情報については『NPO法人会計基準（NPO法人会計基準協議会）』などを基に、実務面での運用を見据え、公認会計士や税理士等の専門家の知見も得て、行政がNPO法人に対して」の後に「などを基に、行政がNPO法人に対して」の辺りまでが、余り意味がないのではないかとということで削ってしまって、もっとシンプルにして「など」というのも削ってしまうというのはどうかと。NPO法人会計基準があるんだから、それをベースに比較があるフォーマット。ただし、フォーマットとしてしまうと、その唯一のフォーマットになってしまうので、これは今でも行政の方で組織例とか、様式例と「例」を付けていますから「フォーマット例」という形で示したらどうかと変えてはどうかとしていますが、これについて御意見がある方おられますか。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 今の意見で結論から申し上げます、基本的に賛成です。

パブリックコメントを拝見していても、NPOの会計基準をスタンダードにすべきという意見が多いようです。すなわち「など」という言葉を取って、これがスタンダードだということを周知すべきという意味のコメントも結構あったと思うのです。が、現実には、企業会計や公益法人会計でやっているところも結構ありますので、NPO会計基準は「その例」として御提示いただくというところを明記していただくのが重要なと思います。

○松原主査 ほかに御意見はありますか。

戎井委員、どうぞ。

○戎井委員 今回、NPO法人会計基準というのは、NPOの団体も皆さん了解する。行政の方もこれで行こうという基準であったかと思います。現実にはそういう基準がなかったがゆえ、公益法人あるいは企業会計の基準を使わざるを得ないという状況であったかと思いますが、今回こういったNPO法人会計基準という明確な基準を定めて、これでやっという筋道ができたわけですから、まずはNPO法人会計基準を皆さんに使っていただくということで進めていくべきであろうと思います。

ですから、今までいろんな会計基準をとられた方は、このNPO法人会計基準に変えていただくということが今後必要になると思っています。

○松原主査 ありがとうございます。ただ、あくまでも例として、多様な会計基準を決して排除するものではないと。ただ、推奨として出していくというのが基本スタンスかなと思っています



し、ほかの公益法人会計基準を使って既にやられている団体もありますから、これを無理にどうしてもNPO法人会計基準に変えなさいという命令は難しいかなという意味で「例」というのをきちんと出していけばいいのかなと思っています。

ほかに御意見はございますか。杉野委員、どうぞ。

○杉野委員 会計基準がばらばらですと、なかなか比較をするのが難しい。そういった状況を改善するのにNPOの会計基準をつくってこられて、それを普及していくということ自体には賛同しています。

一方で、ほかの基準を実際使っている法人もかなり多いということは配慮するという意味で「例」と付けることについても、そのとおりだろうと思います。

あと1点加えさせていただくならば、NPO会計基準、いろいろ行政も含めたセクターも含めていろいろ議論を重ねてこられて作られたということではありますけれども、ただ、私もこの中で何回か指摘させていただきましたが、事業についての事業内訳がオプションになっている点と、パブコメの中でも共通勘定項目について御指摘する意見があったかと思いますが、やはりそういう比較をしていくという意味では、その辺ももう少し改良について検討する余地はないのかという意味では、今のもので本当に100%完成ですと言い切れるかどうかということについては、若干自信がありませんので、そういう意味では「例」という言葉が付いたから、それで1つはいいんですけれども、それから「基に」というところでそういうフォーマットを検討していくということですね。基本線はそれでいいんだけど、100%それが絶対不可侵だということのないような、そこだけはお願いしたいと思います。

○松原主査 提案している私からですが、NPO会計基準もつくった全員の理解として、決して100%のできではないと。まだまだいろいろと検討していく必要があるという中、ただこれを広めていく中で更に改良していきましようということで、まだ会計基準のない状況ですから、会計意識もまだまだ低い状況なので、そういうのを基にやっぺいこうと。

今の提案も、あくまでも「基に」なので、それを基に更に比較性、一覧性のあるフォーマット例ということで示して行って、決してこれもいきなりこれにしまさいというつもりはないという前提の文章だと考えています。

○杉野委員 そういう意味でとらえてございます。

○松原主査 では、ここはそういうふうに変えたいと思いますが、事務局はよろしいですか。

○田和参事官 はい。

○松原主査 山内さん、どうぞ。

○山内審議官 だれに質問していいのかわからなくて、自分に返ってくるかもしれないんですけど。パブコメを見ていたら、最後のところにNPO法人会計基準の記述を削除せよという御意見が1つあって、そこに関東ブロック所轄庁というのが何を意味するのかよくわからないんですが。多くの所轄庁から今の法律に反するのではないかという御指摘があったようなことが書いているんですが、この辺は、現時点においてどうなのかということと、今、法律改正なり、その後の検討の中で会計基準の議論などもされると聞いていますので、そこでの解決を考えていけばいいのか、も

し何か御存じでしたら。

ページは、赤いのが右側に書いてあるものの7ページ、ちょうど真ん中のちょっと下です。

○松原主査 私もこれは読みました。よくわからない意見だと思って読んだんですが、関東ブロックと書いてありますから、杉野委員の方が関東ブロックですね。井上委員もありますけれども、杉野委員お願いします。

○杉野委員 現行の法に照らしてというところに、この方の御意見のポイントはあるかと思うんです。ただ、ここの議論は、あくまでもNPO法の改正も視野に入れた中での議論だと思いますので、パブコメの意見に縛られる必要はないのかなと思いますが、この方が心配している点は、例えば現行法ではNPO法会計基準が示している活動計算書という用語の規定がないので、現在報告をされたときどう取り扱うのかといったことですか、いろいろそういった点についてブロック会議で議論されております。

そうした中で、やはり法律に規定のないところで申請が上がってきた場合に、それをそのまま受け入れることが難しいということで、いろいろ是正をお願いしたりとか、どういうふうに取り扱うかということは横の連絡の中でやっているという状況の中で出てきている意見だと思いますので、法そのものが位置づけを明確化していけば、その辺はクリアされるのかなと思います。

もう一つは、会計基準について、行政もということで先ほど委員の方からありましたけれども、やはり細かい部分で言うと、所轄庁としてはこれではきついなと。例えばこれも再三言っていますが、定款に基づいて我々はその内容を審査しているのであって、そこに基づくものが何もわからないような状況では、報告いただいても何も見られないですねということになるので、そこら辺はやはり問題意識としてはあるのかなと思っております。

○松原主査 井上委員、どうぞ。

○井上委員 関東ブロックでも議論されたみたいですが、近畿でも実は議論されておって、先ほど委員の方からあった内容と御一緒に、定款を我々はする中で、法的には、言葉で言えば、収支計画書というのが活動で、そういうのは違ったところがあるので、その辺の整合をどうとるんですかということで、多分昨年定められた中で、各省庁、各地方でこの扱いをどうするかというときには、まだ統一的にこれをやりましょうという合意には至っていないのではないかなと思っております。

ですから、先ほどの議論の中で、これは例としてお示しになると。それから100%ではないと。基の整合性をとっていくということでお聞きしましたので、それであればいいのではないかと。その辺はやはり全体をとりまとめていただいている国の方でも、方針をしっかりと出されると。今、恐らく統一がとれていないのではないかという状況かなと理解しております。

○松原主査 これに関しては、基本的には私も今の会計の収支計算書を否定するという意見ではなくて、あくまでもこれを基に例という話で進めさせていただくということです。

ただ、法との整合性で言えば、活動計算書と書いてあっても、収支計算書を読み替えるとか、報道との関係で言えば、法律は事業ごとの区分経理を求めていますんで、特定非営利活動とその他事業の区分はありますし、特定非営利活動は何らかの意味で主たる事業であることを求めています。そういう意味では、NPO法人会計基準の方は、特定非営利活動とその他事業はちゃんと区分して

いて、活動計算書を挙げるとなっていますから、十分法の要件を満たしているなど考えている次第ですが、そこはいかがでしょうか。

○杉野委員 今、法の見直しも含めて、現行法に縛られないという議論の中でありますけれども、やはり現行法の中でそこら辺の課題は少し見直しの中で考えていただきたいなと思いますのは、やはり法人の設立の際にどういう事業をやるのかということで、よくお話を伺って、やろうとしている事業の実態に合わせて、定款事業は何をするかということ聞いております。そして、定款事業で定めた範囲でその法人の事業をやっていただくということであって、もしそれが不必要いよということであるならば、逆に定款事業を設立申請のときに求める必要がなくなってしまうのかなど。何の事業でもいいですよ。要は、特定非営利の事業であれば、目的に沿う事業であれば構いませんということであれば、定款事業を列挙してもらわなくても必要がなくなりますね。ですから、それを法人設立に当たって求めるのであれば、やはりそれに沿って事業がされているかどうかということを引きちゃんと報告していただくことについても明らかにすべきだろうと思います。

○松原主査 田中委員、どうぞ。

○田中委員 今の御意見はもっともだと思いますし、これを見せていただいたときに、少しわかりやすいところもあるとは思っています。しかし、私の場合、現状を踏まえて制度を入れたときにどうなるかなというスタンスはずっと見ているんです。かなり包括的な、87%ぐらいのNPO法人を網羅しているデータベースをいじっていたのですが、流動負債を57%が0円と計上してくるんです。ということは、多分複式簿記ができていない。

この部門別の会計までは行かないにしても、事業別にしっかり書いていくとなると、部分別会計に類似するものが厳密には必要になってきて、多分そのためには複式が必要で、同時に会計ソフトも導入していない大きいところだと、なかなか対応し得ない。今の状況だと、6割ぐらいがそれに対応していないだろうと私は見えていますので、おっしゃっていることは正論なんですけれども、今は難しいということでコメントをしました。

そういう意味では、今、やはり事業報告書に関して収支報告書の中で、事業別というのについては反対をさせていただきました。そうは言っても、一体審査をしたときに1年後経ってみて、2年後経ってみたときに、定款に書いてあるのと違うことをやったらどうするんだということなんです。そこは事業報告書と決算報告書ですね。会計報告書と併せて見るということが必要になっていくような気がするんです。

○松原主査 ありがとうございます。ほかに御意見はございますか。

私から補足させていただいてよろしいですか。基本的には、財務諸表というか、目的が何なのかということだと思うんです。行政監督性は多分財務諸表なのか、一般の人がその団体の何らかの情報を得るための財務諸表なのか。ただ、企業の財務諸表を見ていただいても、企業も定款で事業を書いていますし、その事業ごとに部門をつくって、その能力を持っているわけですが、しかし同時に、財務諸表においては、その商品ごととか事業ごとに分けなければいけないということはないわけ。財務諸表の目的自体は、その企業の利益が幾らあって、どれぐらいの団体が持続的に経営できていくのかということを一様にアピールする。それだったら、どれぐらいの売上高になっ

て、利益が入っているのかというのを明らかにしていくということがあるわけで、その事業ごとの監督をするために財務諸表を使うというのは、財務諸表の使い方としては、確かにそういう使い方をしたいというのはわかるんですが、一番の使い方ではなかろうとあって、そういう点では、田中委員が言われたように、事業報告書もしくは事業計画書等との併用で、そういう目的を達していくと。これはNPO法をつくる時の議論にもあったことで、NPO法人はボランティアでやっている部分も多いですから、そういう点に関して言えば、会計を多く見ただけでは、何が主たる事業かよくわからないという点で、事業計画書と一緒に見ていって、それで判断していくと。もしくは事業報告書等と一緒に見ていって、それで判断していくというのがNPOの趣旨だと思います。

そういう点で言えば、これは後でもフォーマットの話になりますので、ここで一旦置いておきますが、NPO会計基準のつくられ方といいますか、その会計基準のそもそもの目的というのが、行政の監督を目的としているわけではなしに、一般市民への団体の財務状況の報告目的としていると。ここで情報公開のベースとなるものは一体どちらに重きを置くべきかという議論だと思えます。これはよく佐藤委員がおっしゃっているように、これは一般市民への情報公開、提供というのに重きを置くべき方があるので、そのときにどういう情報が要るかというのをきちんと考えた会計報告書。あと事業報告書とどうセットしていくかという議論になるかと思えます。

杉野委員、どうぞ。

○杉野委員 今は法律の関係で言われたので、そちらを説明しましたけれども、私の方から提出した資料の趣旨としては、あくまでこれは市民にその法人がどういう活動をしているかということを知りやすく示すということが趣旨になりますので、監督のためではないということ。しかも、財務状況というよりは、本当にその法人が実際にどういう活動をしているのかを市民にわかってもらう。そこが趣旨ですので、その趣旨を誤解いただかないようにお願いしたいと思います。

○松原主査 誤解があったようなら誤ります。ごめんなさい。誤解はないつもりなんですけど、少し法律の話になってしまったので、法の趣旨という点から少し話をさせていただきました。

元に戻りますと、もう一回確認ですが、先ほどの私の修正文章で、基本的には例ということで強要しないということと、「基に」ということで、別にこれが唯一ではないという形でまとめさせていただきたいと思っているんですが、杉野委員はそれでよろしいですか。

○杉野委員 はい。

○松原主査 井上委員もよろしいですか。何かありますか。

○井上委員 「例」でいいと思います。

先ほど言われましたのは、市民にどう見えるかという点で、例えば先ほど御意見がありました押し並べてNPO法人すべてに適用できるのかという点と難しさもある。でも、今回のように認定NPO法人として気風などいろいろ伝える中で、説明責任があるでしょうから、その辺にこの会計基準の辺りをどう提示されるかという議論も1つあってもいいのかなと思います。

○松原主査 では、とりあえず修正はOKということでよろしいですね。

○井上委員 はい。

○松原主査 では、この修正ということで行きます。

次に監査の点に関して、私が引き続き監査に関する項目を削除ということで、これはパブリックコメントの御意見をいただいておりますが、今、田中委員にもおっしゃっていただいたように、なかなかNPO法人は複式簿記というか、その辺も実際単式簿記の現形式の団体が6割を占めている中で、今のNPO法人会計基準でもなかなかハードルが高いだろうと。しかし、今後寄附者のことを考えて上げていく必要があるだろうという現状かなと思っています。

そういう中で、監査をやることを推奨するような文章を入れていたり、また監査といっても、ではだれがやるんだとか、どういう手順をやるかというのは全く決まっていませんので、そういう中でこの監査を入れるのは、今の段階では無理があるかなと思っています。何か監査といっても、今のNPO法人会計基準で監査をできるかという、それもなかなか難しいところがあるので、そういう点では、今の状況からすると、監査というのを入れるのはちょっと誤解を招くということで、監査に関する情報は削除ということをご提案させていただいたんですが、これに対して御意見のある方いらっしゃいますか。

戎井委員、どうぞ。

○戎井委員 松原委員長の2ページの「公認会計士や監査法人による会計監査を受けている場合には、その情報を明らかにすべき」という、こちらの情報の削除というのは、今のお話で了解できる話かなと思います。

一方、監事監査については、やはりこの理由のところ、それにチェックが入らない状況自体がむしろ問題であると。ですから、当然やるべきものを行っているかというそのところは必要な情報ではないかなと思います。

今回初めてこういった情報を提示するときに、やるべきことをちゃんとやっていますよと。監事監査は当然やっていますよと。会計監査は任意ですけども、監事監査は義務的なものですから、ここのチェックあるいはここの情報は削除されなくてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○松原主査 何か監事監査だけちょこっとあると奇異かなと思ったんです。

○戎井委員 当然やるべきことをやっているかどうか。

○松原主査 やっていなかったら、それは法律違反ということになってしまうので、今度は行政法にチェックが付いていなかったら、全部監督に単に入るという大変な。

○戎井委員 ですから、すべてやっているはずなんでしょう、それを実際やれるべきことをやっているということを確認する。その結果、少なくとも財務情報がその前に出ていると。ここはチェック欄というのは必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○松原主査 これは私から御指名が多くなってしまいうんですが、井上委員と杉野委員にお聞きします。要はチェック欄があったときにチェックが入っていなかったら、内閣もそうですし、民間促進でもそうですが、対応しなければならぬ比率がいっぱい増えてきますが、どうお考えですか。つまり、監査を受けていない財務諸表が出ているということなんですか。それとも、ただ単にチェックを忘れたんですかという確認から始まりますね。

○井上委員 恐らくそこから入るでしょうね。ただ、事業報告書と我々提出サイドの中でチェックをしていきますので、そちらでさえ通れば、こちらの方は任意で入れていくということであれば、忘れて見ざるを得ないかなと思うんです。

ただ、市民の方から、ここは入っていないからどうですかと逆に問われたときに、全部ひっくり返してチェックするのか、確認をまたまた法人にするのか、そこら辺の事務というのは、今どういうイメージになるかなというのを頭で回していたところです。だから、事務手続的にどう持っていくのか。そういう意味では、言われましたように、なくてもいいのかもわからないですね。

○松原主査 これは事務手続的には監査のない、やらなければやらないという戎井委員の意見はよくわかるんですが、なくてやっていません。やっていないということは、もう一回監査をやり直してください。業務監査もありますし、会計監査と両方やってください。両方やって、もう一回総会にかけてくださいとあって、総会をやり直してくださいとかいう手続になるのかなという感じがしないでもないんですが、それはやった方がいいだろうという戎井委員の御意見ですね。

○戎井委員 そうです。やるべきことはやると。法律上やらなくていいよということであれば別なのですけれども、やるべきことすべての法人がやるべきことをやって、やったよということを単にチェックするだけの話です。ですから、それは会計監査とはまた別の次元の話なので、やはり監事監査のチェック欄がもしないとすると、本当にやっているのかどうかかわからないわけですね。皆さんやっているのであればチェックするでしょうしね。

○松原主査 田中委員、どうぞ。

○田中委員 法人入力情報のフォーマットのところに、監事監査はチェックが付いていて、これですと忘れたのも法人の自己責任ですから、これで今の話は解決しませんかね。

○松原主査 忘れたと理解するので。

○田中委員 だから、今話を聞いていると、行政コストの方が大変なんですよ。

○松原主査 私も大変かなと思いました。

では、吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 そもそもやはり監事監査をやっているかどうかのチェックというのは必要なのかというのは、非常に疑問だと思います。それはやはり報告書として提出するということで、NPO法人は当然すべきことをやっているんだということだと思うんですけれども、それがほとんどきちんとされていないとかいうこともほとんどなのか、何割なのかというのはありますが、そこを情報開示する必要はないと思います。

○松原主査 これはなかなか難しいところがあると思いますが、これも基本情報フォーマットの、公認会計士、監査法人に関するものはなくていいということですね。

あと、監査を来たものも本文から削っていいと。ここまではOKですね。

杉野委員、どうぞ。

○杉野委員 現行の全部のNPO認証の法人という意味では、特にチェック欄がまだ必要かどうかというのは感じていませんけれども、認定法人ですね。税制上の優遇の大きい認定法人について、これになりますと、かなり今、国税庁ですけれども、会計処理の中身をつぶさに見ていかないと審

査ができないということになっている。そうしたときに、今、国税庁はたくさんの証拠書類をNPO法人から聴取して、そのことの負担が大きいということも大きな課題になっている。

仮に例えば認定NPO法人が、監査ですとか、そういう内部監査をしっかりとやっているということをもって、そういった提出書類を簡素化できないかということとセットで議論されるのであれば、そこは意味があるなと思っておりまして、要は法人の負担、それが当然我々になるのか、地方移管ということになると我々になるんですが、行政側の負担、NPO法人側の負担、両方の負担の軽減につながるために、そこのそういった軽減を図る代わりに、監査の例えばだれそれが監査しましたよということをしっかり出してもらうということはあるのかなと思っております。ですから、全部のNPO法人についてやる必要はないかなと思いますけれども、認定法人については、そこは検討の余地を残した方がいいかなと思います。

○松原主査 ここで一旦この議論を打ち切りたいと思います。どうしてかというと、多分これも今の最終結論は、基本情報フォーマットの議論になってくるので、とりあえず監査の本文に関しては、今、了解をいただいた削除するという形でこれを終えます。

先ほど言った事業報告書に関しての資料2の論点と、基本情報フォーマットについて杉野委員からも出されている基本情報の書き方等についてと監査の項目。これは認定との関係も含めてどうするかということがありますから、これも含めて、大きなところで言えば、論点1、3は終わりということにして、2と4、はとりあえず2を4に吸収するという形で、論点4の基本フォーマットの形を議論したいなと思います。

基本的に、その前にもう一回確認しておきたいんですが、あとは基本フォーマットという形にできればいいなと思っているんですが、皆様のお手元に在り方について（案）があります。ここについては事務局からも赤を入れていただいて、必要な修正をしていただいたり、若干加筆していただいている赤の部分があります。これに関して、要は在り方についての本文を固めてしまいたいと思っています。多分事務局の方でも少しまだ固まり切っていないところもあるかと思うので、その辺も含めて、もう一回在り方についての本文で気になるところがまだ残っていれば、お話をいただきたいと思います。

お願いします。

○田和参事官 資料2の重要な点だったんですけども、3ページの最後のところです。要は、個人情報の観点から保護すべき情報というのが、実はこれはこれまでの議論で、前回だったと思いますが、法律上の基本的な個人情報のところを触るのではなくて、電子情報上、社員の氏名とかこういったことを非公開とすべきであって、住所とかも対象から外すべきという議論だったと思うんですが、今の書き方として、(1) - 2の閲覧情報のところの項目の中にこれをそのまま置いておきますと、法改正をしなくては行けないという議論になってくるので、このパーツは、次の4ページの(2)の基本情報の中身の方に移してはどうかと思うんですが、その点をお願いします。

○松原主査 つまり、一般的な条項からインターネットの公開への条項の内容であって、今の法自体入れるという話にはなっていないようですから、これはインターネットで公開する新たな仕組みの中で、この個人情報の議論はしようという話ですね。

○田和参事官 はい。

○松原主査 だから、4ページというか、4ページの2の方に移すということを含めて、この「情報開示、発信基盤の在り方について（案）」ですが、基本的に、今みたいな個人情報の保護のことも移す。それから、今日赤字で入れていただいたところがあります。1ページに赤字がありますし、論点については議論しましたから、あとは3ページの先ほど言った赤字ですけれども、個人情報の観点から保護する情報を移動する。

5ページです。赤括弧してあるところは基本情報フォーマットで書いてしまうので、これは削除してしまおうと。基本情報フォーマットの方に書けば、これは完全に同じことを書いてあるので削除してしまおうということと、最後7ページです。推進会議の方の坪郷委員から御意見があったチェックですね。将来的にこれはちゃんとこの情報開示に関しては、是非見直していくべきという御意見を付け加えると。この在り方（案）について、あと文字の修正とかはあるかもしれませんが、今みたいな変更をした上で、大体大まかこれで了承できるものはどなたですか。

皆さんの方で、まだここは引っかかっているよとかあれば、今、御意見をいただきたいと思いません。完全確定だけはしませんから、ほぼ確定にしますけれども、そういう感じでいいですね。でも、今みたいな論点でほぼ確定という形で、皆さん御異論はないでしょうか。何か御異論があればお願いします。

田尻委員、どうぞ。

○田尻委員 今し方、田和参事官からお話のあった個人情報の観点。これは次のページの2に移すということでしたけれども、どちらかというところ、その（1）-1の方のインターネットの開示の方に移した方がいいのではないかなと思っています。それはいかがでしょうか。

○松原主査 田和さん、どうですか。

○田和参事官 そうですね。こちらの方ですね。

○松原主査 では、そちらに移すということで、移すところを勘違いした。

もうよろしいですか。あともう一回よく見てみたらちょっと違ったとかあるかもしれませんが、もう一回よく見ていただきたいんですが、ただ、それはそれとして、一旦、この「情報開示・発信基盤の在り方について（案）」は、案のままですが、この段階では大枠了承ということで、あともう一回見ていただくということを前提とした大枠了承ということで御異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○松原主査 ありがとうございます。それでは、残った大きな課題として、基本情報フォーマットです。これが大きな論点として、こういう赤で入れたものを付け加えるかどうかということと、杉野委員から出ているように、財務情報をもう少し事業ごとにやったらどうかという話と、事業報告書に関して非常にダイジェスト版のどういう事業をやっているかというのを別途入れる欄をついたらどうかということと、財務諸表の書き方に関して、会計基準を基にしたらどうかという私の提案と、監事監査のチェック欄は残した方がいいのではないかと御意見をいただいています。

この基本情報フォーマットということで、皆さん、資料4です。まず、先ほど事務局の田和参事



官から話をいただいたように、まだ大きなデータベースをつくっていくというのは今後の課題になる。来年度に予算要求をして再来年度ぐらいから構築していく。その際に、また皆さんとこういうふうないろんな形でのディスカッションも含めてやっていかなければいけないだろうという前提がありつつ、今の段階で既にあるもの、各都道府県で既につくられたものを十分踏まえた上で、この程度の共通的な情報フォーマットをつくって、各都道府県とリンク、皆さんのホームページでのリンクも進めていくという形で考えているということでした。

まず資料4の1ページ目、基本的には赤の「監視・監督情報」という改善命令とか説明要請とか、先ほど最低限の情報として入れた方がいいだろうと。このやり方はガイドラインを後でつくってもらわないと入れられなくなってしまうので、そこは必要という話は先ほどしましたが、その前提で入れた方がいいだろうという話がありましたので、入れた方がいいだろうという議論に収束しているのかなと思います。これについて何か御意見はありますか。

勿論、やり方に関してはどんな辺りをどうという都道府県の方からも御意見をいただいてガイドラインをつくっていかなければいけないということ。これは入れているということによろしいですか。

杉野委員、どうぞ。

○杉野委員 先ほどほかの委員から指摘があった点を確認したいのですけれども、いつまで、これがずっと未来永劫情報としては残し続けるのか、一定期間なのか、その辺についてはどういうお考えですか。

○松原主査 その辺については、事務局は何かお考えがありますか。

○田和参事官 現在では何もありませんが、まさにいただいた議論を踏まえて、北池課長、検討をいただきたいと思いますが、どうですか。

○松原主査 突然投げやりに振られるという。これは行政のすばらしいところですね。

どうぞ。

○北池市民活動促進課長 今、田和参事官がお答えられた以上のものではないんですが、ただ、中身です。種別と書いてございますけれども、この命令によって一定程度差をつけながら、今おっしゃられましたように、法人活動に多大な影響を及ぼすものと、はっきり言いまして一定期間遅れたようなものとの区別はつけて、ここに載せておく期間というのは定めておくべきだろうなと思っております。そのことにつきましては、また御意見を踏まえながら検討したいなと思っております。

○松原主査 という割とパターンにはまったお答えかなという。載せるという前提で、その辺は基本的には期間を区切らないとおかしいことになってしまう。よほど重たいものは場合によっては期間を区切らないものもあるかもしれませんが、普通は期間を区切らないと改善された後も残っているというのはどうかなというのがあります。

この1ページ目に関して、ほかに何か御異論。先ほど杉野委員がここを書き足しましょうといったのは後でやりますから、待ってください。

では、1ページに対してプラス意見がありましたら。

○杉野委員 プラスのは細かい点、私が先ほど言った点以外で幾つかあるので。

- 松原主査 この1ページですか。
- 杉野委員 2ページにもわたるので、進めた方がいいのではないか。
- 松原主査 それはどれですか。なるべく1ページ1ページ片付けていきたいなど。
- 杉野委員 わかりました。1ページに相当する部分としては。
- 松原主査 資料はどれを見ればいいですか。
- 杉野委員 先ほどの資料5のA3の2枚目に書かせていただいた定款に記載された事業。
- 松原主査 2ページ目の赤印ですね。定款に記載された事業と、いっぱい赤がありますね。設立登記日。
- 杉野委員 その中で、特に定款に記載された事業は基本の部分ですので、また入力に対しても負担にかかるものではありませんので、これは入れていただくことについて何も障害がないのではないかと思います。
- 松原主査 これは1ページ目と2ページ目の基本的な差というのは、1ページ目は行政入力情報ということなんですね。2ページ目は法人入力情報ということなんですが、1ページ目に入れるとうことですね。
- 杉野委員 これは設立のときに情報が既にありますので、この基本フォーマットでもともと黒くされているところは新たに輸入は要らないということだろうと思うんですけども、設立済みの法人についても既存情報ですから、特段新しく入力していただく必要がない情報かなと思います。
- 松原主査 でも、このフォーマットには行政かNPOかどちらかが入力しなければいけないので。1ページ目は行政の方が入力する情報。
- 杉野委員 そういう意味では、行政が設立認証したときに入れるで構わないかなと思います。
- 松原主査 タカタカ入れると。杉野さんのところで入れると。構わないと。
- 杉野委員 で構わないかなと。
- 松原主査 これぐらいならば漢字の間違いが出てもいいかなと。では、そうしましょう。
- 杉野委員 ほかの他県からうらまれる。井上さんの意見を聞いてください。
- 松原主査 戸惑っておられるようですが。
- 井上委員 これは新たな入力ですから、立ち上げられるのも2年、3年という動きなので、その辺の準備期間を踏まえながら整理したらいいかなとは思いますが。既存のものでしたらこれは新たに入れるというのは大変なことになりますので、新たなものだったら対応していけるとは思いますし、その辺の準備をうまくしながらやっていけば可能ではあるかと。
- 松原主査 事務局、そういう2年、3年のスパンのものなのでしょうか。
- 田和参事官 基本的にはこれはミスがあるんですが、閲覧書類のところに定款という文字が抜けている。定款とか変更があった定款というのに丸が付いていて、これは今も飛んでいける話なんです。だから、電子的な資料4の方に今も定款が一応閲覧書類になっていますので、そこには飛んでいけるんですから、それが電子化されれば自動的にアップされるという仕組みにもなれ得るでしょうけれども、当分の間は多分やらないといけないですね。
- 松原主査 だから、これで多分議論になっているのは、今、4万2,000の法人が既にあると。将

来的には更にデータベース的な情報は今から予算要求してつくっていくけれども、今日、議論している基本情報フォーマットに関して、この4万2,000の法人はどうなるんでしょうという話だと思います。

○田和参事官 一度、かなり限定された大阪とか神奈川とか東京とか、そういう都道府県の方々とはお話をこういう場でさせていただいているんですが、全都道府県の方々とはしていませんので、一応そういう場もしっかり持ちたいとは思いますが、今日いらっしゃらないのであれですが、東京が何と言うかということ考えた場合に、多分なるべく新しく入力することはやめてくれと言うのではないかなと思いますので、極力行政の追加入力はない方がよくて、それをむしろ電子化してなるべくそれがうまく入れられる、使えるという仕組みに重点を置いていく方が、いろんな障害が少ないのではないかなと思います。

○松原主査 多分、ここではっきりさせておいた方がいいと思うのは、要は基本情報フォーマットですが、大体いつからオープンして、そのときに要は入れるものの団体数というはどれぐらいの数になっていくのかというのがポイントとなってきます。その点に関して、どういう順でだれに入れてもらうのか。NPOはわかるんです。でも、NPOが全部入れないといけないか、それとも新しい公共支援事業で対象になったNPOが入れていくのか、それだけなのか。この辺がポイントだと思うんです。

○田和参事官 今ここでやっているのは、あくまでもこれはNPO法人のフォーマットですから、あくまでもNPO法人です。先ほど申し上げたように、当面はまだ予算もないし、もともとそもそも法律が通っているわけではないという状況の下で、まだ国と地方の関係も結構シビアな議論がされている最中ですから、これは決まりというわけではないわけで、我々は法律をどういう状況になるかというのを見ながらやらなければいけない方なんです。

したがって、いずれにしても法律が通ったら、早ければ今年の夏に予算をしっかり要求して、それを更には地方自治体の方も何らかの対応をしていかなければいけないということであれば、予算がオーソドックスに考えて要求して出てくるのが24年度の予算からでしょうねということになってくると、24年度の予算でいろいろ地方との関係をつくりながら構築していく。そうすれば早く25年度からの実際上の運用が始まるのではないだろうかということまでは想像できますが、一方で、その間ずっと放置していいのかという問題はあるということで、先ほどの2枚目の紙で、当分あるものを使いながら、各都道府県とのリンクとかいろんな民間とのリンクとか、そういうのを活用しながら情報発信もしていかなければいけないだろうし、特に基盤整備というのか、先ほどの会計基準についてもしっかり整備をしていって、横でちゃんと企画できるように、検索できるようにしていきましょうね。電子化をどんどん進めていきましょうねということを今からやらなければいけない。その今からやる1つのものでとして、87.5億円を取って、今回、都道府県に基金をつくっていただく新しい公共支援事業というのが1つありますねと。それを使いながらいろんな講習とかマンツーマンで教えるとか、そういうことで活用させていただいて、会計基準の話とか寄附の集め方とか、いろんなものやっただけという段取りを考えているということでございます。

○松原主査 まだわかりにくいんですが、わかりやすくお願いします。要はこのフォーマットに、

行政、杉野さんのところとか井上さんのところとか東京都の方とかが、もしくはこちらでどうなるんだらうと不安に思われている白井さんのところとかが、このフォーマットが今日こうやって議論して今日で決まりきれないと思うんですが、次回に決まったとすると、今の予定ではこのフォーマットを一番最初に使うのは、いつ、だれがどう使うんでしょうか。

○田和参事官 このフォーマットをいつ、だれがどう使うかという観点で言うと、このフォーマットは新しい公共支援事業を活用される方々にはトライアルでやっていただきたいと。

○松原主査 だから、都道府県が新しい公共支援事業を出す団体に対してまずこのフォーマットに入れてくださいといったときに、行政入力情報は行政で入れてくださいという、NPO側の情報はNPO側が入れてくださいという前提で議論してくださいということですね。

○田和参事官 端的に言うと。

○松原主査 それが一般的に将来はなっていて、うまくいかなかったらもう一回見直す、検討し直すのですが、基本的にはそれがうまくいったら、4万2,000ある法人も順次そういう方針に切り替え、更にもう少し予算が取れたら、どこかの過程で大きなデータベースに切り替えて電子化を進めていくという段取りの下でフォーマットのだれが入力して何を入力するかを考えてくださいという話ですね。

田尻委員、どうぞ。

○田尻委員 そういう話になるとまた混乱がありまして、支援事業が47都道府県で実施して、このフォーマットが都道府県ばらばらなわけです。団体が情報を出すことはできますけれども、それをどこに公開するんだという、多分大阪府さんがつくられているのと神奈川県さんの今のデータベースを活用となったときに、そこに項目が違ってきますので、このフォーマットに合わせたデータベースの作り替えを早速支援事業でやらなければいけないという話になると思うんです。そういう理解でいいんですか。

○松原主査 私もその辺は聞きたいところなんです。

どうぞ、お願いします。

○山内審議官 この点についてはもう既に支援事業のガイドラインをつくって、2月3日にお知らせしているんですが、その中でまさに推進会議のワーキング・グループで検討し、その結果を踏まえて情報基盤の整備をするということで、具体的に言うと、採択後3か月以内に標準開示フォーマットを用いた団体情報を開示するよう義務づけるとしています。したがって、この事業の対象になったところには、ここで決まったフォーマットに沿ってやってくれということで、それは勿論、県もNPOもやってくださいということになります。一応そういう立て付けにさせていただきます。

○松原主査 では、田尻委員、どうぞ。

○田尻委員 そのことは重々承知をして、それはできると思うんですが、それをネット上でどう出すのかと。PDFにするならば出せるんです。

○松原主査 ここに書いてあるPDFはPDFで出すんです。今、それを議論しているので。

○田尻委員 だから、この項目がまさに今フォーマットの立て付けを議論しているわけですがけれども、この立て付けが、今、都道府県がデータベースを持っているところと持っていないところがあ

りまして。

○松原主査 田尻委員、それはわかるんだけど、要は今の話からすると、持っているところ、持っていないところにかかわらずこういうのをつくってもらって、それに載せてくださいというのがこちらの話なんです。

○田尻委員 これは都道府県の方に是非意見をと思うんですが、もっとたくさんの項目をつくっているデータベースを都道府県はつくっていますので、そうなるそれはどうするかということも多分 47 の議論になっていくと思うんです。

○松原主査 私もそうなると思う。だから、何回もここは時間をとって繰り返して、皆さんしっかり認識してくださいねということを書いていて、こちらの方が多分議論的には大きいかなと思ったので、なるべく在り方は早目に片付けてという話なんです。

どうぞ。

○田和参事官 だから、ここに書いてある資料 4 というのは基本的に公開情報が上半分はあります。下の方の先ほどのガイドラインでどうしますかという議論があって、では是正情報をどうするんだというような議論があるんですが、当面、とりあえずいろんな予算を使いたいということで来るのでしょうから、その個々にチェックしていかなければいけないというのがあるんですが、大きなガイドラインでもって当面どう動かすかというところまではまだ考えていないんですけども、その辺も議論になるかもしれません。

ただ、その次のページの法人入力情報というの、これはある意味で既にかんりのところは持っているところもあるし、ないところは任意記入ですから書かなくていい。問題は、私などが一番個人的に感じるのは、財務情報のところを書けるのかどうかというところが結構シビアなんです、残念ながらそこにチャレンジしてくださいというのが今回の予算の意味なんです。それはやってみてくださいと。そうでなければ、何のためのお金がわからない。つまり、モデル的に頑張ってみて、みんなの代表としてやってみてくださいよというのがここの趣旨ですから、ここは大変かもしれないけれども、そのための予算もついているから活用してください、ここは埋めてみてくださいというのをお願いせざるを得ない。

あとはどこに載せるかという問題で、多分先端的なところは非常に進んでいるんです。こんな情報よりもっと多くたくさん出していると思います。そこはうまくこちらの方がそういう都道府県からするとミニマムなところであって、ただ、それでもできていないところも結構たくさんあるわけで、都道府県で言えばまだ何もそういうところがないというところをいかにボトムアップしていくのか。更にもっと高い、出っ張っているところは、それはそれで全然やめてくださいという話ではなくて、どんどん話をしていただければ、民業圧迫にならないようにしていただければいいのではないかと思います。

○松原主査 もう一つ注意が必要なことは、杉野委員の御提案もどういう意味を持っているかというのは今だんだんわかってきたと思われるんですが、例えば杉野委員が定款に定める事業というのを行政で入れろとなってきたときは、行政の方が新しい公共支援事業で採択された団体は行政がここに入れると。データベースを持っていないところも入れるという話になるんですね。

更に、もう一つ、しっかり認識しておいた方がいい問題は、今日東京都の方がおられないのは非常に残念なんですけれども、新しい公共支援事業は、御存じのとおり 47 都道府県でやりますから、内閣府が所管している団体、主たる事務所があるところの事業が行われた場合、それはデータベースを持っていない都道府県があったとしても、そこでデータベースをつくってやらなければいけないということにもなる。そういうことを頭に入れて御議論いただくとうれしいなということです。

では、杉野委員、どうぞ。

○杉野委員 ということを踏まえて、先ほど不用意な発言をしたわけですが、最初に私の方から 2 回目のワーキングのときに提示させていただいたのは、基本的には法人が全部入れなさいという発想で出させていただきました。ですから、定款事業についても基本的には法人が入れるということ。ただ、新規で毎回入れていくのは非常に大変なので、法人設立のときに 1 回電子入力をすればそれが保全されてそれ以降ずっと負担がありませんという発想で共通電子情報化をしていくという発想で提案させていただきました。

ただ、先ほどこれは行政が入れると言ったのは、それに載せているときに今までそういうことを求めていなかったところに急にやれと言ったときに物すごいハレーションが起きるだろうから、そういう場合には行政はやらざるを得ないでしょうねという意味であって、基本的には、では行政入力情報か法人入力情報かという意味では、法人入力情報にすべき項目だろうと思います。済みません、訂正させていただきます。

もう一つ、今のお話の中で、新しい公共支援事業の中で、支援事業が対象法人にまずトライアルしてもらってそれで実際運用してみてどうなのかというのをやるということですから、そういう意味ではそれをやった検証した結果で足りない項目をその後足していくという取組みが当然あっていいだろうということですね。

そういう流れの中で言えば、最終形としてこれは法人入力情報として求めていきたいなと。それは恐らく情報を流通させていく上で大いに寄与するだろうなと思いますが、トライアルに当たって、いきなり入れるかどうかということと言うと、先ほど定款だから基本だから入れるべきだと申し上げましたけれども、まず早速トライアルでやっていかなければいけないという意味では、この情報については PDF でも既に出しているということの中で、そこは先送りしてもいいのかなということで、発言の半分訂正みたいなことで申し訳ありませんけれども、させていただきたいと思いません。

○松原主査 どんどん訂正は歓迎です。どんどんいい意見になっていく。今も大体状況というかどうかという作業がというのが頭に浮かんだと思われまますので、基本的には今、資料 4 をベースに、要は 47 都道府県のこと少し考えて、データベースとして完全に持っている、どれぐらい持っているか事務局の方ではわかっていますか。3 分の 2 ぐらいは持っているけれども、持っていないところは 3 分の 1 ぐらいあるということですね。そういうところに関して言えば、もし 3 分の 1 が十分こういうのを持っていないとすれば、もしくはまだ断片的なのしかもっていないとすれば、そこからつくってもらおうということをしなればいけない。

なおかつ、行政入力情報と N P O が入力するというは多分初めてになる場所もありますでしょ

うから、ほとんど初めてのところが多いでしょうから、初めて情報として入力していただくということで、その辺の入力、新しい公共支援事業では入力を求めていく。この入力というのは、新しい公共支援事業を受けたら3か月以内ということですね。その事業が始まって、要は発注、委託が出て契約が結ばれてから3か月以内にこのフォーマットを埋めるということになるんですね。

○山内審議官 ガイドライン上では一応そういうことでやっております。

○松原主査 一応というか、ガイドラインですからね。ガイドラインではそうなっていると。どうぞ。

○田尻委員 そのサービスを受けるNPOもたしかガイドラインの対象になっていましたので。

○松原主査 サービスを受けるというのは。

○田尻委員 委託を受けて、その団体がサービスをした、何か研修を受けるとかと、そこも出すという話になっているので、結構な量になるだろうと思います。

○松原主査 どうですか。

○山内審議官 おっしゃるとおりです。

○松原主査 だから、そういうところも3か月以内にこれを出すということを踏まえて我々は考えないと、都道府県の代表、NPOの代表の皆さんも結構後でうらまれるかなという、そこは考えた方がいいかなという。

田和参事官、どうぞ。

○田和参事官 ただ、これは事前ではないんです。これを埋めていないとだめだというのは、寄附の時代とは違って、寄附の時代は市民が選択をする、事前にこれが出ていないと選択できないからという話であって、我々はそこはまだそんな一挙にという話ではなくて、3か月後以内にちゃんと出してくださいねと言っている話で、別にこれを前提に予算が取れるとか取れないとかという話では決していないので、あくまでもモデル的にしっかりやっていって、そのためのお金もありますよという話です。

○松原主査 済みません。ここの議論は結構大事かなということで、終わりは3時ですね。だから、もう終わりの時間がほぼ近づいてきているんですが、今日で終わらないことはわかっているんですが、次でめどをつけるためにも、皆さんの頭でいろいろとシミュレーションをばっと働かせていただいて、要は今日来られていない東京都の方とかにも来ていただきたい。是非次回は考えていただきたいし、データベースを特に持っていない都道府県の方も御意見を聞いておく必要があるかなという気はするんですが、またそういう受けるNPOもということですから、そういうところでどうやってきちんとかいうフォーマット。フォーマットをつくること自体には多分反対はないと思うんですけども、現実的に稼働するのはどういうものにしていくかということをしちっと考えないと、かえってつくった新しい公共支援事業をやったお金を今委託で出して、出てきたフォーマットがずたずたで、一体これはその事業は何なのですかという話に逆になりかねない。そういうおそれもありますね。その辺を考えてフォーマットをもう一回よく見ていただきたいと。

井上さん、どうぞ。

○井上委員 確認なんですけれども、先ほど私、2～3年後かなと言いましたのは、資料7にあり

まず行政データベース、運用が内閣府で入力の内閣府と都道府県ということになっておるんですが、大きなデータベースを1つ国の方で持たれて、そこに各府県がまた入力するというイメージにも読み取れたんですが、2～3年後にそういうような大きなものをつくるのか、今の御議論のように各府県が今回の「新しい公共」の経路を使ってつくっていかないといけないのか、それを先につくってしまうとリンケージをやるだけでこの大きなものは要らないですね。ここのただずまいが今お聞きした中で、大きなものをつくる前の準備段階として、今、各県にあるものをこういうふうなフォーマットでするから準備していきなさいよだったらわかるんですが、各県にないところにデータベースをつくってということになると、そのスタンス、環境。

○松原主査 では、お願いします。

○田和参事官 今は、まさにデータベースをこの予算でもって大きいものをつくってくださいというところまでは入っているわけではなくて、これは結局何件くらいの方が対象になるかわかりませんが、PDFか何かでしっかりデータを出してくださいねという話でございますので、そこは新しい公共支援事業でもって書くには3分の1だとすれば、都道府県にデータベースがないところに、これでもってデータベースをつくり上げるとは一挙には多分いかないと思っていますし、そこを我々は思っているのではなくて、あくまでもこのフォーマットをしっかり埋めて、それをちゃんと開示してくださいということでございますので、ざっくり言ってしまうえば、いろいろなNPOポータルサイトが実際動いていると。それと併せて、今回の予算を使っている方々からその利用者に対してはこういう中身を発信してくださいということだと当面は思っているんです。ただ、その先に1年、2年になったとき、これは当然都道府県とどういう分担で何をどこまでだれが入力するのかというところまで、その後の維持運用コストもかかってきますので、どういう分担で何をどこまでやるかというのは相談していかないといけない話ですので、ここで言う今年の夏以降、法案が通れば、通った後の制度設計、予算要求、そういったところではまさにそういう議論を具体的やっていかなければいけないということだと思っていますので。

○松原主査 私が理解した範囲で間違いはないか田和さんに聞きたいんですが、各都道府県でもう既にいろんな情報を開示フォーマットはつくられているところというのは3分の2ぐらいあると。ただ、多分今我々が議論している基本情報フォーマットとは同じものというのは多分ないです。近いものはあってデータベースを移し返すような都道府県もあるかもしれないけれども、同じものはない。そういう前提で言って、もしこういうフォーマットがつくられてこのフォーマットで新しい公共支援事業の受託団体及びその受託のサービスを受ける団体が入力もしくは都道府県が入力しなければいけない。しかもそれがスタートしてから3か月以内ということは、論理的考えると基本的に各都道府県がこのデータベースを一からつくる必要があるのではないと思うわけです。

一からつくっている間にNPOにも情報開示するものは手続をして、3か月以内にこれにNPO法人のフォーマットは多分もう一回次で議論になるでしょうから、NPO法人以外の団体も入れてもらって、なおかつ行政入力情報がありますから、行政も入れる範囲は3か月以内に発生してくる。その入れるのに当たっては、3か月以内にとにかく新しいフォーマットをつくっておかないと、この公共事業は動かせないという理解でよろしいでしょうか。



○田和参事官 特に1ページ目はほとんど今のNPOポータルサイトのそのまま写しですから。

○松原主査 NPOポータルサイトは内閣府のですね。

○田和参事官 そうです。

○松原主査 今回は都道府県ごとにつくるわけですね。

○田和参事官 都道府県ごとに入力してもらわないといけないですね。

○松原主査 だから、結局都道府県ごとに入力するデータベースをつくらなければいけないということになりますね。

○田尻委員 そこが混乱している。これはポータルサイトの話なので、このポータルサイトは実際は都道府県の方が入力をされているんですね。ここに民間のものを入れるときに、都道府県のサイトに入れる仕組みをとるのか、今、内閣府のあるポータルサイトに都道府県と同じように入力するのかのどちらのやり方をとるかによって大混乱が起きるといことです。

○松原主査 その両方も更に可能性としてはあるということですね。

○田尻委員 最低限の情報にして内閣府のポータルサイトに各NPO法人の支援事業を受けたところが入力していった方が将来的には多分混乱はしないと思います。コストも含めて。

○松原主査 このPDFとかは内閣府のポータルサイトで、これは各都道府県も全部内閣府が入れてくれるということなんですか。

○田和参事官 今はまさに都道府県に入れてもらっているんです。

○松原主査 でも1つのフォーマットにならないから。

○田和参事官 サイトとしては内閣府にありますけれども、入力している主体は今、全部都道府県がやっています。

○松原主査 都道府県が内閣府のサイトにPDFとかを入れていくと。

○田和参事官 要はPDFの書類をという意味ですか。

○松原主査 PDFをここに掲載するのは都道府県が内閣府の方に移す。持っていない都道府県もありますね。

○田和参事官 書類は基本的に都道府県で入れていただいてという形になります。

○松原主査 入れていただいて内閣府のポータルサイトで見られるようにアップも都道府県でもらうと。私は確認しているだけなので、それは内閣府の方に確認している。

○北池市民活動促進課長 私の方の理解も少し違う。内閣府のポータルサイトというのは、ここに出ているこのポータルサイトを所有してございますけれども、これはNPO法人の詳細情報については、上の部分については各県の方に入れていただいて、内閣府のデータベースに入っております。ただ、この下の部分については、御存じのとおり、これは内閣府の分だけしかないわけです。逆に言うと、都道府県の方々がこういうPDF処理をして入れていただくとしても、今の私どものシステムを見直さないと都道府県の方は受け入れられないという仕組みになっているので、そこは今のお話で聞くとそんなにすぐ数か月で対応できるという話ではないと。

○松原主査 ないという話ではないという話を内閣府の方がされているので、どうしたものかなという話です。

○北池市民活動促進課長 そこは私と参事官との理解が違うところがあって、私は今そういうものを入れるものが内閣府にはないという状況は御理解。そこは事実です。それを入れるとするならば作り変える必要があるという状況だと思います。

○松原主査 いずれにしろ、ガイドラインで3か月以内には新しい公共支援事業が始まって3か月以内に入れなければいけないと決まっているみたいですから。

井上さん、どうぞ。

○井上委員 ですから、基本は内閣府の今持っておられるポータルサイトのフォーマットですね。我々はこれは独自に持っていますので、こちらは改造するのではなくて、もしこちらが進めば府の整理するものと内閣府と齟齬が出るので、我々も整理していかなければいけないという形の動きになると思いますが、基本はここですね。それであれば、今、我々のように独自で持っている情報サイトつくる必要はないですね。入口のガイドラインをつくれればいいので、そういう理解でいいですか。

○松原主査 持っているところは、入口を改良だけすれば内閣府の方が改良するということになるんですか。

○井上委員 そうではなくて、内閣府の方で始まるわけですから。

○北池市民活動促進課長 システムの中身については、もう少し検証して、正確な御発言をさせていただいた方が、多分誤解を招いても問題がある。どこまで何をしなければいけないということは確認する必要があるのではないかなと思います。

○松原主査 では、多分、ここに関しては一旦これで終わるしかないかなというのが私の意見なんですが、事務局、どうですか。1回整理していただくのと、都道府県によって持っているデータベースとか、民間の持っているデータベースも違うので、もう一回そこを確認していただいて、実行可能で将来性も勿論見据えてですが、これも期限がある話と伺っていますから、実行可能で一番皆さんが苦労しない。それは内閣府さんも都道府県さんもNPO法人さんも、白井さんがずっと不安げな顔をして見てらっしゃるので、私は何をまた新しい入力しなければいけないんだろうと思って見ておられますから、苦労しないものを御提案いただいた上で議論するしかないですね。

何かありますか。

○田尻委員 多分、どういうふうに見せていくのかというシステム全体の話と、項目の話と分けてしないと混乱するだろうと。

○松原主査 あと入力の手続とか、その辺はそうなんですが、それを分けて整理して出してもらわないと議論ができないということだと思うんです。なおかつ、それに関してもここにいるメンバー以外のメンバーにも若干ちゃんと聞ける形をつくっておかないとまずいかな。特にポータルサイトを持たれていないような、もしくはデータベースをまだつくられていないような都道府県の方には確認した方がいいかなと思うんです。

田尻委員、どうぞ。

○田尻委員 これについては、多分2回目の会議ぐらいにまた戻ってしまうんですが、最終的に統合して同じような情報でというイメージをきちっと提示してつくっていないところはつくるみた

いなことにしないと、支援事業が急ぐのでつくってくださいという、これは2年後にまた統合する作業になってくるということがありますので、情報のメインはどこに置くのか。どことどの情報をリンクしていくのかということは、少なくとも内閣府と各都道府県の部分での流れを明確にしておかないと後で混乱すると思います。

○松原主査 あと我々というか、来ていただいている委員の方々のデータベースの将来的な構想もきちんとその辺では併せておいて、2ステップなのか3ステップなのかも含めてちゃんと見据えた議論をしておかないと、民間の方もすぐ一朝一夕でシステムを変更できるわけではないですから、将来的にどういうシステムがいいのか、こういうふうに乗せていくプロセスでやっていくのがいいのかどうかも含めて考えていく必要があるのではないかと思います。

そういうこともありますので、基本的に在り方については今御議論いただいたので一応決定としたいですが、ただ、基本情報フォーマットの方が今みたいな議論があるので、基本情報フォーマットでもし今後見直すときに、在り方についても見直すことができたというときは見直していくということでもよろしいですね。多分まだ発表することもあるかなど。

それも含めて基本情報フォーマットをどうするかに関しては、これはまた事務局に多大な御苦勞をおかけしますが、今日出た各委員からの御意見を踏まえた上で、行政が入力する情報とNPOの範囲、特に支援事業を使われるNPOが入力する範囲、それぞれどういうふうにデータをお互いに共有できるか。もしくは基本的にどうやったら一般の人が見られるのか。どこにいったらどういう形で見られるのかということも含めてまとめていただいて御提示いただいて、時間もないですから次回、基本情報フォーマットを将来展望も含めて集中的に議論したいと思っています。それでよろしいでしょうか。

深尾さん、どうぞ。

○深尾委員 そういう意味では、先ほどの必要な論点の3とかのところの議論とフォーマットを落とし込むところでフォーマットのところで議論しましょうといったところは決して十分でないと思っているんです。そういう観点で言っても、事務局の方に意見を言わせていただく、ペーパーでいいと思うんですが、それを集約してもらおうというプロセスも織り込んでいただいた方が、次回またそういう意見が出てしまう可能性もあるなというのを今感じていますので、私も何個か言いたいことがあるので、そのプロセスを是非。

○松原主査 わかりました。それはもうこの段階でよろしいですか。今もらっているペーパーで意見を出していただくという形でよろしいですか。事務局はまた作り直してきたら必然的に変わるどころと、でも時間がないから早い方が事務局としても楽ですね。

では、今日の段階の議論を踏まえて、皆さんここは落としてくれるなどか、ここに関してはもう少し考えた方がいいのではないかということに関しては、なるべく早目に事務局に御意見、ペーパーでお出しいただくと。今日の議論を踏まえてお出しいただくということで、その辺をお願いしたいと思っておりますが、事務局はそれでよろしいですか。

○田和参事官 次回までに是非こちらの方でもう一回地方公共団体の方々も集まっていたいて意見交換をさせていただいて、委員の先生方からも意見をいただいて、こちらの方からは今言った

全体像をしっかりとどういう形でやるのかというのを用意をさせていただいて、それで次回ということにいたしたいと思います。

○松原主査 では、あとはオブザーバーでせっかく来たので、白井さんと金沢さんから、特に白井さんはずっと不安そうな顔をして見られているので、どうぞ御意見をいただければと思います。

○白井オブザーバー ありがとうございます。「新しい公共」の担い手ができるだけ負担が少ないようにという観点から細部にわたる議論をしていただいて、物すごく励まされます。今まではお上から言われたものを提出しなかったらおとりつぶしなんだろうと思って、意味もわからず出しておりましたので、こういう観点で議論していただくというのは本当ありがたいなと。ありがとうございます。

1個だけ確認させていただきたいんですけども。聞き漏らしがあるかもしれないんですが、田和参事官が何回か「法律が通れば」とおっしゃったんですけども、実際、推進会議の方で決まった寄附税制はもう今政局に左右されて、毎日私も松原主査がネットで出してくださる情報を肝がつぶれるような思いで見ている状況なんですけれども。法案が通ればというのは、もし通らなければこの議論というのは全部おじゃんになってしまうというようなことではないんですよね？

○松原主査 田和さん、どうぞ。答えにくい。田和さん以外の方がいいですか。

では、山内さん、審議官ですから。

○山内審議官 わかりました。北池さんに振ろうと思ったんですけども。なかなか法律の話は国会のことなので、正直言うと我々からお答えできるような立場でもないんですけども、状況だけ申し上げておきます。まさに今、北池さんのところを中心にして中身の検討作業が進んでいる。それはNPOの方々とも、都道府県の方々とも協議をしながら、下作業をこちらの方でやっていて、恐らく政府提案になるのか議員提案になるのか、どちらかというところ後者の感じが強いのではないかと私の方では見ていますけれども、一応そんな感じで霞が関、永田町を巻き込んで何とか法案を国会に出そうという努力をしている状況だということです。

法案がどうなるかというのはまさに何ともお答えしようがないのですが、御承知のように、今回の関連法案は3つありまして、そのうちの2つは税関係、租税特別措置法と地方税法の改正案で、これはもう既に出ているという状況です。これは政府提案で出ている。ただ、成立の見込みがどうこうということは非常にお答えしづらい状況です。税法については本来であれば平成23年度からの適用ということなので、これが万が一にも成立しなかったらかなり大変なことに、23年度から直ちに影響が出るという話になります。それからNPO法の改正の方は、24年4月1日からの施行を目指してということになっていますので、極論すればあと1年の間に法律が通れば、法的にはそれまでの間に成立すれば大丈夫ということも言えなくもないんですけども、都道府県における準備とかもあるのではっきり言って今通常国会のできるだけ早いうちに両方とも通していただかないと実際には大変なことになるだろうと思っております。

今のところそれ以上のことは申し上げようがないということで御勘弁いただければ。

○松原主査 白井さんは是非私のツイッター、つぶやきの続きを見ていただければと思いますが、それがわかればきっと次のキングメーカーになれるぐらいの結構重大な、いつどうなるのかという

のはだれもわからない状況です。

金沢さん、多分今日はNPO法人の基本情報フォーマットをやっている、もう公益法人の方はかなり進んだ情報システムをお持ちとは思いますが。新しい公共支援事業に関しては、公益法人、普通の町内会や自治会、消防団とかそういうのも対象になるということで、幅広の議論を次はしたいなと思っていますが、御意見がありましたら是非。

○金沢オブザーバー ありがとうございます。金沢です。うちも新しい公共支援事業に大変興味を持っていて、特に2万5,000ある法人のうち、2割ぐらいの方がメールアドレスがなかったりというところも見受けられますので、意外と多いということがわかりましたので、1人、2人で事業を行っている法人も多いものですから、素人の方が経理を見ている。それを監査している人たちがどちらかというと企業会計でやっているからよくわからないということもありますので、そういうところに新しい公共支援事業が使えないだろうかなということで、実は数日前からプロジェクトチームはつくっていませんけれども、是非トライをして、公益法人も仲間入りさせてもらいたいなと思っています。

もう一つ、情報のことなんですけれども、公益法人の場合には、大変厳しい認定制度になっていて、認定申請書を出すときにこれと似たようなフォーマットなんです。これは1ページ目にあるんです。基本情報と書くんです。その後、ずっと事業内容だとか財務諸表とかをつくるんですけれども、それが答申を受けて処分されて認定書をもって登記をして、登記完了届を行政庁に出すと、行政庁の方が全国の内閣府も含めて、ある処理のボタンを押すと自動的にこの数字がぽんと入るようになっているということです。

したがって、毎年書類を定期提出書類として決算が完了すれば3か月以内に同じ書類を出すわけですから、それが受理された時点で事務局度的にこれがいつも更新されている。このような状況になっているんです。ということで、一番コストミニマムでつくってあるのではないかなということで、これは2008年12月に制度が始まるときに内閣府の方でいろいろな過去の経験から全国統一してつくったということなんです。

だから、田尻さんがおっしゃった支援事業とPDF化の問題と2年後のものをどう考えるかというのは、その2年後にくっ付けなければいけないということを頭に入れてしていかないと、またそのときに新しい無駄な投資になってしまうということは全く同じでして、田尻さんのところはNPOヒロバを運営されていて、うちはNOPODASを運営していますから、よきライバルでして、大変気になるところで接点を持ちながらやっているんですけれども、それもまた協力させていただいてやっていきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○松原主査 新しい公共支援事業はNPO法人だけではなくに公益法人、社会福祉法人、それ以外も入っています。今まではどちらかというと認定のNPOの改正というのが含まれて、NPO法人を先行させてはきていますが、ほかのフォーマットでやるときに、今、公益法人の方は、今度は内閣府の公益認定等委員会のデータベースは1つだけなんですか。

○金沢オブザーバー 1本です。

○松原主査 都道府県も別々なんですか。

○金沢オブザーバー 都道府県も一緒です。都道府県がそこに全部入れるようにしています。基本的には1つです。

○松原主査 それとどう連携させていくか、しないかというところも関係してきますし、ほかの法人はそもそもそういうのはありませんから、そういうのを行政が入れるのか、では公共支援事業を受けての行政庁が社会福祉法人とか町内会とかのものもデータとして、ちょっとデータベースは違いますが、どこまで入れるかというところも議論しなければいけないですね。

○山内審議官 かもしれません。

○松原主査 そうすると、結構行政もしくはNPO、民間が入れるという話というのをどう考えていか。いろいろともう少し次回はしっかり考える。その辺も含めて次回議論できる資料を、次回は新しい公共支援事業を見据えた議論がしっかりできるようなものを出していただければと思います。

済みません、大分時間が延長しています。最後の方で結構大きな議論、論点が出てきましたので、時間を延長して、次回に大きな論点が残ってしまって、ほぼ決めきることまでいけなかったんですが、何かこれで少し事務局の方から言うことはあります。

○田和参事官 今、参考までに資料7というのが言われた公益法人とNPO法人の基盤の比較したものを用意させていただいて、これは御参考までに。

○松原主査 それでは、時間も超過してしまいましたが、次回はいただいた御意見を踏まえていただいて、在り方についても申し訳なかったんですけども、大幅を決めたかったんですが、基本情報フォーマットからのまた戻りがあるだろうということで、一旦今日はとめるとして、もう一回基本情報フォーマットをやった後、もう一回戻るという段取りにさせていただいて、次回にまた提案を事務局の方から、これは私も協力させていただきますが、出していただく。その際には、新しい公共支援事業をしっかりと見据え、またその先の情報のよりよい提言の仕組み、これを見据えて、他の法人格にも活用するという新しい公共支援事業の性格を見据えた上で、基本情報フォーマットの論点、基本情報フォーマットの形、だれが入力するか、どういう形で入力するか、ほかのデータベースとどう連携をとっていくのか。ないところにどう説明していくのか。こういうのに関して御提案をいただければと思っております。

23日、一昨日、こちらの親会議である政府と市民セクター等との公契約等の在り方等に関する専門調査会で一応経過報告させていただきました。なるべく3月の後半にはそちらに最終報告を出させていただくという予定にしていますので、最後の詰め、またお時間をいただくかもしれませんが、御協力よろしく申し上げます。

オブザーバーの方、いつも御熱心にありがとうございます。委員の皆様、ありがとうございます。事務局にもまた御苦労をおかけしますが、よろしく申し上げます。

これにて本日は終わります。どうも御苦勞様でした。